

27環総政第953号
平成28年2月3日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)府中朝日町SC計画」環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

舩添要一

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：株式会社イトーヨーカ堂
代表者：代表取締役社長 亀井 淳
所在地：東京都千代田区二番町8番地8
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称)府中朝日町SC計画
種 類：自動車駐車場の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都府中市朝日町三丁目8番1号他

第2 意 見

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、住宅、公園及び教育施設等があり、施設供用後における来店車両等による自動車交通量の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など地域の生活環境への影響が予想される。

このため、予測に当たっては、予測条件である来店車両等及び将来交通量などの算定根拠を明らかにした上で、予測・評価すること。

なお、交通計画の策定に当たっては、交通管理者等と十分協議を行い、地域の生活環境への影響をできる限り低減するよう努めること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。